

【農水省事業】

有機JAS認証取得等支援事業の公募のお知らせ

(一社)全国農業改良普及支援協会は、農水省の補助事業で、
有機農畜産物・有機加工食品の輸出に向け有機JAS認証を新規
に取得する農業者等を対象に、**認証取得の申請や
輸出向け商談等に必要な経費を支援**する
事業を以下のとおり実施します。



～支援を希望する者は、ふるって御応募ください！～

1. 公募期間

令和元年6月28日(金)～令和元年7月29日(月)

2. 対象者

- ①農業者、農事組合法人、農地所有適格法人、農業協同組合等の農業者の組織する団体又は農畜産物の生産を行う事業者
- ②有機加工食品の製造に取り組む事業者
- ③協議会(構成員に農業者等、食品製造事業者、流通・販売事業者等のいずれかが含まれていること)

3. 支援内容

- ①有機JAS認証の取得
- ②商談
- ③商品開発
- ④機械等リース導入

詳細は、裏面を御覧ください。

お問い合わせ先

(一社)全国農業改良普及支援協会(有機JAS事業担当) TEL:03-5561-9562

HP:<https://www.jadea.org/>

農林水産省生産局農業環境対策課(有機農業グループ) TEL:03-6744-2114

HP:<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/index.html>

4. 支援内容

(1) 有機JAS認証の取得・・・補助率:定額

有機JAS認証(農産物、加工、小分け)を新規に取得するための審査費用
(必須とされている講習会等の受講料、申請料、検査料、判定料等)

(2) 商談・・・補助率:定額(3回程度までの取組を目安とします)

国内外の輸出商談展示会への出展、海外バイヤー等との間で行う商談に要する費用
(商談のための旅費(宿泊費含む)、通訳等への謝金・旅費、出展費、運搬費等)

(3) 商品開発・・・補助率:定額

輸出向け有機農畜産物等の試作品の開発に要する費用
(試作用機器の借上費、原材料費、試作評価等の委託費等)

(4) 機械等のリース導入・・・補助率:400万円以内(リース物件の1/2以内)

輸出向け有機農畜産物等の有機JAS認証の取得及び生産拡大並びに有機加工食品の
開発のために導入する機械等のリース費用
(リース借上費、運搬費)

※本取組は、「5. 対象者の要件②の取組目標」のうち、ア又はイの目標を設定した場合に限る。

5. 対象者の要件

① GFP ※1のコミュニティサイトに登録すること

② 応募時に、次のいずれかの取組目標を設定すること

ア 2020年度までに、有機農畜産物等を新規に輸出

イ 2020年度までに、農畜産物・加工食品の輸出数量(又は輸出額)を
2017年度比105%以上

ウ 2019年度までに、GFP輸出診断※2の受診及び商談会に有機農畜産物等を出展

③ ②の取組目標を達成できなかった場合、自己負担で取組を続けること

※1:農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出促進プロジェクト <http://www.gfp1.maff.go.jp/>

※2:GFPのコミュニティサイトに登録した者を対象とした、「輸出可能性」を診断するコンテンツ



6. 補助の流れ

① 対象者に採択された者は、交付申請書を提出し、交付決定の通知を受け、取組を開始
(交付決定の通知を受ける前に既に始めている取組は、補助の対象外)

② 交付決定通知に記載の「事業実施期間の終期」までに完了した取組が補助の対象

③ 取組完了後、対象者は実績報告書を作成し、証拠書類(領収書等)を添付して提出

④ 実績報告書及び証拠書類で確認できた経費について、上限の範囲内で補助金を交付

⑤ その他、対象者は実施要領に基づき、定期的に取り組目標の進捗状況等を報告

※支援内容、対象要件については細かな要件があります。応募の際には必ず本事業の実施要領(https://www.jadea.org/news/documents/H30-3_JASGAPninsyou_1_youryou.pdf)を確認し不明な点は表面記載の問い合わせ先に照会ください。